

潟上市地域防災計画（案）に関する

意見（パブリックコメント）募集結果について

潟上市地域防災計画の全面的な見直しに当たり、市民の方から意見を募集しました。意見募集の結果は次のとおりです。御意見をお寄せいただき、ありがとうございました。お寄せいただいた御意見は、個別計画策定、マニュアル策定の参考とさせていただきます。

1. 募集期間

平成27年1月26日（月）から平成27年2月9日（月）まで

2. 意見の提出状況

- (1) 意見書等の数 1通（郵便1通）
- (2) 具体的な意見の数 5件

3. 公表の仕方について

- (1) 潟上市防災会議
- (2) 潟上市ホームページ

4. お寄せいただいた意見と市の考え方・対応

	意見内容（要旨）	市の考え方・対応
1	計画の対象となる災害の自然災害に「大雪災害、雷災害」を加えるべきでは	地域防災計画における雪害については、第2章第1編第15節雪害の予防対策として道路管理者及び関係機関の責務及び地域ぐるみ除排雪に対する支援を記載しております。また除排雪の計画につきましては前年の降雪状況の検証を踏まえ長期予報を参考とした除排雪事業実施計画を毎年策定し除排雪に対応しております。 雷は突風等竜巻と同様雲の発生によるものであり、第2章第1編第14節風害の予防対策として記載しております。気象庁の雷注意報や竜巻注意情報

		<p>が発表された場合は注意情報を伝達し雷、竜巻への注意喚起や堅牢な建物への一時退避等を周知してまいります。 (防災行政情報メールにより伝達)</p>
2	<p>避難体制の整備における避難場所等の周知、標識及び環境整備と避難所開設、運営体制の整備が具体性に欠けているのでは</p>	<p>地域防災計画は市の防災方針を定める全体計画として位置づけたものです。 避難場所等は地域防災計画資料編に記載するとともにホームページへの掲載、防災計画概要版の配布により周知を図ってまいります。 避難所開設、運営体制につきましては開設・運営マニュアルを策定することとしており訓練を重ね充実したものを整備してまいります。</p>
3	<p>雪害の予防対策における気象予報士の職員活用と生活道路及び通学路の除雪を重点的に</p>	<p>降雪対策につきましては気象予報士を擁する民間業者より潟上市の降雪情報を取得し地域ごとのきめ細かな対応できる体制を構築しており、またあらゆる気象情報について秋田気象台と緊密な連携の中情報収集に努め市民に情報伝達できる体制を構築しております。 除雪は市内の幹線及び生活道路、通学路を含め除雪は除排雪事業実施計画に基づき日常生活に支障をきたさないよう今後も実施してまいります。</p>
4	<p>津波ハザードマップの早期作成と配布及び小学校、幼稚園等の避難体制の整備を</p>	<p>第4編第1章第1節防災知識の普及・啓発に記載のとおり、県では昨年度より発表された日本海における震源モデルに基づき新たな津波浸水域の調</p>

		<p>査を実施することとしており、その結果を検討し津波ハザードマップの作成に取り組みたいと考えております。</p> <p>小学校、幼稚園等の避難体制につきましても津波浸水想定調査の結果に基づき津波避難計画を作成し、教育施設における避難計画を指導します。なお、小学校、幼稚園では、毎年、学校安全計画を作成し避難訓練や防災教育を進めております。</p>
5	<p>津波避難体制の整備における避難場所の指定及び津波避難タワーの設置と津波避難路と案内板は、天風丸からなまはげ観光案内までの防潮堤建設に係わる防災関係が一切ない</p>	<p>津波避難場所は指定し地域防災計（資料編）に記載するとともに市ホームページ、新たに作成する防災計画概要版で周知します。</p> <p>第4編第1章第2節津波避難体制の整備にて記載しております津波避難タワーの設置及び避難路につきましても、県において昨年国より発表された日本海における震源モデルに基づき新たな津波のシミュレーションの調査を実施することとしており、その結果をふまえて検討してまいります。</p> <p>また現在実施されております防潮堤工事は県事業として実施されているもので、保安林保護を目的としたものであり、先に述べましたとおり津波のシミュレーションが出された時点で津波防災については県において検討されるものと考えております。</p>